

【参考情報】

- ・農林水産省:食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン、
- ・日本商工会議所:新型コロナウイルス感染者が発生した場合に事業者が行う手続き等について

従業員に新型コロナ感染者・濃厚接触者が発生した際の対応に関するマニュアル (参考)

1 事前の備え

- (1) 感染予防対策の徹底と、適切な情報収集体制及び緊急時のルールを定めておく
- (2) 対策責任者や担当者を決めておき、意思決定者・対応者を明確にする
- (3) BCP(事業継続計画)の策定
- (4) 感染者が発生した場合に、事務所の消毒作業を依頼できる業者を検討しておく

2 感染者、濃厚接触者への対応

(1) 感染者発生 の把握、報告及び周知

感染者が確認された場合には、事業所の所在地を所管する保健所に報告し、対応について指導を受ける。(保健所からの疫学調査実施連絡で従業員の感染を知る場合も想定される)また、その他の従業員に対しては事業所内で感染者が確認されたことを周知するとともに、感染予防策を改めて周知徹底する。

(2) 濃厚接触者の確定及び対応

※「濃厚接触者」とは、実際には保健所が対面調査により個別に判断するが、感染者に必要な予防策をとらずに手で触れること、または対面の近い距離(2メートルが目安)で一定時間以上接触があった者、と考えられる。

- ア 調査が実施されるまでに、感染者が在籍していた部署・フロアの見取り図、座席表などを用意しておく。
- イ 保健所の調査に協力し、命令・指導を受ける。濃厚接触者と確定した従業員に対しては、感染者との最終接触から 14 日間出勤を停止(使用者判断による)し、健康観察を行う。
- ウ 濃厚接触者と確定された従業員が発熱又は呼吸器症状(軽症の場合を含む)を呈した場合には、保健所に連絡してPCR検査(行政検査)を受検するよう促し、速やかにその結果を報告させる。

3 施設設備等の消毒

- (1) 保健所は必要に応じて事業所の消毒(範囲及び使用する薬剤と方法)を命令するとともに感染者が触れた可能性の高い消耗品廃棄等についても要請する場合がある。消毒の実施費用については、事業者の負担となる。
- (2) 消毒は保健所の指示に従って実施することが望ましいが、緊急を要する場合には、感染者が勤務した区域のうち、手指が頻回に接触する箇所(ドアノブ、スイッチ類、手すり等)を中心に、アルコール(消毒用エタノール(70%))又は次亜塩素酸ナトリウム(0.05%以上)で拭き取り等を行う。
- (3) 感染者の発生を対外的に公表するよう保健所が指示することはない。地域社会への対応上の必要に応じて、適宜判断すること。

4 業務の継続

(1) 重要業務の継続

- ア 感染者及び濃厚接触者の出勤停止の措置を講じることにより、通常の業務の継続が困難な場合には、重要業務として優先的に継続させる製品・商品及びサービスや関連する業務を選定し、重要業務を継続するために必要となる人員、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）等を把握する。
- イ 重要業務継続のため、在宅勤務体制・情報共有体制・人員融通体制を整備するとともに、重要業務継続のための業務マニュアルを作成する。

(2) その他必要なことはBCPに則り、あらかじめ定めておく。

5 その後の対応

(1) さらに感染者が発生した場合

- ア 濃厚接触者や他の従業員からさらに感染者が発生した場合には、保健所の指示に従い、濃厚接触者リストを更新し管理を継続する。
- イ 保健所の命令や必要があれば、事業所の再消毒を行う。

(2) 自宅待機期間が終了した者について

- ア 発症することなく自宅待機期間を終えた濃厚接触者は、再度健康状態の確認を行った上で職場復帰させる。
- イ 全員が職場復帰するまで、対策責任者は対象者の管理を行う。

新型コロナウイルス感染症の疑いや心配のある方は、 まず「宮城県健康電話相談窓口（コールセンター）」へ相談してください。	
宮城県新型コロナウイルス感染症 に関する健康電話相談窓口 (24時間対応)	022-211-3883 022-211-2882
厚生労働省の電話相談窓口 (9:00~21:00)	0120-565653

★新型コロナに対する政策・経済支援内容等は随時更新されておりますので各関連省庁HPなどで最新情報をご確認ください。

- [経済産業省](#)…経営相談窓口・資金繰り支援・融資制度など
- [厚生労働省](#)…雇用調整助成金の特例措置・テレワーク導入など
- [国 税 庁](#)…申告、納付期限の延長など